

P C B 处理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に關する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十八日

参議院議長江田五月殿

紙智子



## PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問主意書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、環境事業団法一部改正（二〇〇一年施行）により、二〇〇四年度から日本環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という）が全国五カ所の処理施設を順次、設立し、PCB処理を行つてゐる。

しかしながら、わが国が採用したPCB化学処理法は技術的に未完成の開発段階にあり、当初から事故の多発と、それによる国民負担増大が指摘されてゐたとおり、東京、豊田、北九州の各施設で漏洩、火災による操業停止処分が続いてゐる。

今回、JESCO北海道で聴き取り調査を行つたところ、現地室蘭市の監視円卓会議に報告してゐる以外にも、事故、異常、トラブルが多発し、労働安全衛生対策も不十分な実態が明らかになつた。

目標年次である二〇一六年七月（平成二十八年）の約半分を経過して、高圧トランス約10%、高圧コンデンサ約一一%、その他機器約八%という処理状況の中で、環境省及びJESCOは今後、稼働率を上げることでいるが、環境省さえ把握していない事故・トラブルの全容解明なしに処理量を増大させればより大きな事故を誘発しかねない。

事故・トラブル情報等の全面的な把握と分析、そして地元住民への情報公開が環境省、JESCOの責務であり、また事故の未然防止にとって不可欠である。

そこで以下、質問する。

一 事故・異常・トラブル情報、財務状況等の各施設ごとの全容把握について

1 環境省は、JESCO北海道の事故情報については、監視円卓会議に報告されている七件しか把握していないが、JESCO北海道によると、「さまざまな初期トラブルとみられる事態」が起きており、また所内でまとめられた分厚い「事故報告」ファイルも確認された。同所は環境省からの求めがあれば提出するとしており、政府として事故・異常・トラブル・ヒヤリハット情報及び立入検査状況などのすべてを提出させ、全容を把握し、公開すべきではないか。

2 JESCO北海道は本格稼動前にパイプの接続の不具合という技術的理由で一ヶ月半稼動が遅れたが、さらに相次ぐ事故・トラブルによる部品取り寄せ等の度に数日間操業を止める事態となつており、これらが昨年度の稼働率四〇%という遅滞を招いているとみられる。

同所では「設備的な日常トラブル」事例等を内部的にまとめ、改善しているというが、政府として

「作業日誌」等も含めて提出させ、エリア別トラブル件数及び起因要素別トラブル件数など処理工程全体の実態把握を行うべきではないか。

また五ヶ所の処理施設はそれぞれ異なる処理法を導入していることから、各施設ごとの処理状況、稼働日、稼働率を全面的に把握し、分析すべきではないか。

3 環境省は売上損失が増大しているにもかかわらず、JESCOの財務状況を五施設別には報告させていない。

本来、事業者が処理責任を負うべき産業廃棄物PCBの処理について、補助金として約六九二億円の国費を投入する事業となつたという経過からも、政府として、各施設ごとの経常収支を報告させ、あわせて各プラント、メーカーごとの特徴についても把握すべきではないか。

## 二 労働者の熟練と労働安全衛生対策の徹底について

1 JESCO北海道の本年十月七日の事故では、腕にPCBを含む液体がかかつた労働者を翌日になつて医療機関に受診させるという遅れた対応であつた。急性毒性、皮膚毒性、肝毒性、神経化学的毒性、催腫瘍性、生殖・発生毒性、変異原性などが確認されている有害物質PCBを扱つてゐる事業体とし

て、きわめて杜撰な実態であり、こうした実態が看過されはならない。

政府としても、これまでに起きた人身事故について、その対応、医療機関での受診状況、検査結果を各施設ごとに把握し、公表する必要があるのでないか。あわせて労働安全衛生対策と現場での運用の実態、事故の際の対応について、各施設ごとに把握し、公表すべきではないか。

2 公表されている事故報告によると、たまたま熟練度の低い労働者が作業にあたつたときに事故が起きたという説明が多い。稼働率を上げることによる大事故を防止するためにも、労働者の熟練度を高めること、熟練した労働者を雇用し続けることが重要な課題である。

政府としても、各施設の処理事業の雇用形態別人数、業務年数、研修状況をJESCOに報告させ、熟練度を把握する必要があるのでないか。

3 JESCO北海道の処理作業は、運転会社MEPS（室蘭環境プラントサービス）一社が請け負つており、このMEPSは数社の派遣会社からの派遣社員も含め、本年十一月二日時点百二十三名が作業にあたっている。

政府は、百二十三名の雇用形態別人数、また研修状況、雇用年数について、把握しているか。

P C B 処理業務がとりわけ熟練度を必要としている実態に鑑み、業務経験年数の高い派遣社員で希望する者に対しては、三年目以降、正社員として継続雇用するよう、政府は、J E S C O に対し指導すべきではないか。

### 三 監視円卓会議への情報の全面開示と機能強化について

1 室蘭の監視円卓会議では、これまで委員から事故・トラブル情報の全面開示をもとめる声がくり返しあがつていたが、結局はあいまいにされ報告されてこなかつた。

このように第三者委員会自体が形骸化し、処理事業の安全性に懸念をもつ住民や科学者の声に十分応えていない実態となつていると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 当初、北海道では道内のP C B だけを処理するとしていたものが、結局、J E S C O 北海道は住民の反対がありながら東北・北陸信越など道外十四県のP C B をも受け入れさせた経緯がある。このことは地元住民に今なお強い懸念を残しており、環境省・J E S C O が事故・トラブル情報の全容を日常的に明らかにすることは最低限の責務ではないか。

今後、円卓会議など各地の第三者委員会には、これまで報告してこなかつた「事故・トラブル情報」

を含め、全面的に情報公開すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 P C B 処理事業の基本であるP C B 処理特措法、環境事業団法一部改正には、P C B 処理における情報公開、住民合意の規定がない。このことが安全性の担保や情報公開について政府の責任を不明確にし、結局はJ E S C Oと都道府県、市との協定に委ねてしまっている実態にある。

有害物質P C B 処理事業の特性にかんがみ、情報公開と住民合意を法的に位置づけ、また立入調査権など各地の円卓会議、第三者委員会の権限強化を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣参質一七三第四五号

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員紙智子君提出PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員紙智子君提出P C B処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問に対する答弁書

一の1について

日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）の各地のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物処理施設（以下単に「処理施設」という。）で発生した事故等に関する情報の公表については、基本的には、J E S C Oが自ら行うべきものであると考えている。環境省としては、処理施設周辺への環境汚染のおそれがある事故等について、J E S C Oから報告を受けるとともに、その公表について指導しており、また、J E S C Oにおいてこれを公表していると承知している。

一の2について

J E S C Oの各処理施設で発生した主な事故等については、環境省において、その実態を把握している。

また、J E S C Oの各処理施設におけるP C B廃棄物の処理状況等については、環境省において、各処理

施設におけるP C B使用電気機器の処理台数、P C Bの分解量及び処理の進捗率を把握している。

一の3について

JESCOは、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）に基づき、環境事業団（当時）のPCB廃棄物処理事業を特殊会社化することにより発足した会社であり、その趣旨にかんがみれば、JESCOによる財務報告の具体的記載事項については、基本的に、JESCOの自律的な判断にゆだねるべきものと考えている。また、JESCOの各処理施設の特徴については、環境省においてこれを把握している。

## 二の1について

JESCOの各処理施設で採られている労働安全衛生対策等の公表については、基本的には、JESCOが自ら行うべきものであると考えている。

## 二の2について

JESCOの各処理施設に勤務する労働者の雇用形態別人数、業務年数及び研修状況については、JESCOが把握すべきものであると考えている。

## 二の3について

環境省としては、お尋ねの雇用形態別人数、研修状況及び雇用年数については、把握していない。また、

御指摘の「派遣社員」の雇用形態については、JESCO又は御指摘の「運転会社」が適切に判断すべきものであると考えている。

### 三について

JESCOによる事故情報等の開示を含め、御指摘の「室蘭の監視円卓会議」等各地の第三者委員会の運営方針及び機能については、第三者委員会が自ら、又はその関係者である地方公共団体及びJESCOが、判断すべきものであると考えている。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条の規定に基づき定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年環境省告示第六十号）においては、JESCOは、「処理施設周辺の地域住民に対して、事業の安全性、信頼性に対する理解を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設周辺の環境の状況の把握のための監視の内容等について・・・、処理施設の公開等により積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。」とされている。